

## 各委員からの事前意見の概要とその対応案について

### 1. 全国森林計画(素案)の本文に関する意見等

全国森林計画(素案)の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
まえがき (p1)	<p><b>(国有林と民有林の連携強化について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林と民有林の一層の連携強化を期待している。</li> <li>・国有林と民有林の連携について、木質バイオマス利用における原木供給協定など、シンボリックな取組を具体的に推進すべきではないか。</li> </ul>	<p>(原案のとおり)</p> <p>ご意見を踏まえて、民有林と国有林との連携強化を具体的に推進して参りたい。</p> <p>なお、全国森林計画の「まえがき」において、具体的な民国連携の取組を例示することは適切ではないと考えており、原案のとおりとしたい。</p>
Iの1 森林の整備及び保全の基本的な考え方(p2)	<p><b>(放射性物質の影響等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の影響等について、該当する広域流域を記載すべきではないか。</li> <li>・放射性物質の影響等については、地域毎に対応を検討していくべきであり、全国森林計画では、あまり具体的に記述すべきではない。(原案でよいのではないか)</li> </ul>	<p>(原案のとおり)</p> <p>放射性物質の影響等について、該当する広域流域を特定することは困難であり、原案のとおりとしたい。</p>
IIの1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 (3)造林 (p10)	<p><b>(成長に優れた苗木について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築用の構造材については、成長の良い材では、強度等の品質の問題があると思われる。将来の生産目標とその用途を考慮して苗木を選定すべきではないか。</li> </ul>	<p>(原案のとおり)</p> <p>原案では「木材需要にも配慮した樹種を選定し」として、趣旨は盛り込まれており、原案のとおりとしたい。</p> <p>なお、成長に優れた苗木は、材質に係る特性も含めて選抜されており、強度等の材質には問題はない。</p>
	<p><b>(天然更新について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹齢が高くなると、ぼう芽更新は困難になることを記述すべきではないか。</li> </ul>	<p>(原案のとおり)</p> <p>原案では「ぼう芽の発生状況等を考慮し、」として、趣旨は盛り込まれており、原案のとおりとしたい。</p> <p>なお、具体的には、林野庁が示している天然更新完了基準の技術的なガイドラインを基に、都道府県が天然更新完了基準書を作成することとしている。</p>

全国森林計画(素案)の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
IIの4 森林施業の合理化に関する事項 (4)流通・加工体制の整備 (p15)	<p><b>(用途の例示、再生可能エネルギーについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の用途を拡大していく観点から、用途の例示に、「土木用」を追記すべきではないか。</li> <li>・用途の例示をしたことで、文章が長くなり、わかりにくい。また、再生可能エネルギーでの利用について、「品質及び強度性能の明確な」という記述はそぐわないのではないか。</li> <li>・再生可能エネルギーの利用については、カスケード利用を前提とすべきではないか。</li> <li>・再生可能エネルギー利用については、大規模発電より、小規模な地域での発電・熱利用を推進すべきではないか。</li> </ul>	<p><b>(原案を修正する)</b></p> <p>例示に土木用を追加するとともに、文章を整理する。</p> <p>木材利用のあり方については、森林・林業基本計画において記載すべきと考えており、基本計画では、カスケード利用を前提とし、また、木質専焼発電所から、地域の熱電併給システム、バイオマスボイラー、家庭用ストーブまで、様々なエネルギー利用を推進することとしている。</p> <p>(修正案)</p> <p>「流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、<u>建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における</u>需要者のニーズに即した品質や及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の<u>推進に努める。また加え</u>、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。」</p>
IIIの2 保安施設に関する事項 (3)治山事業 (p17)	<p><b>(海岸防災林について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸防災林の整備での、防潮工や盛土工について生物多様性保全へ配慮することを追記できないか。</li> </ul>	<p>(原案のとおり)</p> <p>原案では、海岸防災林をはじめ治山対策全般において、在来種の活用等の生物多様性の保全について努める旨がすでに記されているところであり、原案のとおりとしたい。</p> <p>なお、海岸防災林の復旧に当たっては、被災箇所ごとに津波に対する減災機能も考慮し、被災状況や地域の実情さらには地域の生態系保全の必要性等に応じた再生方法により事業を実施しているところであり、今後とも、この考え方にに基づき、生物多様性保全にも努めて参りたい。</p>

## 2. 全国森林計画(素案)の計画量等に関する意見等

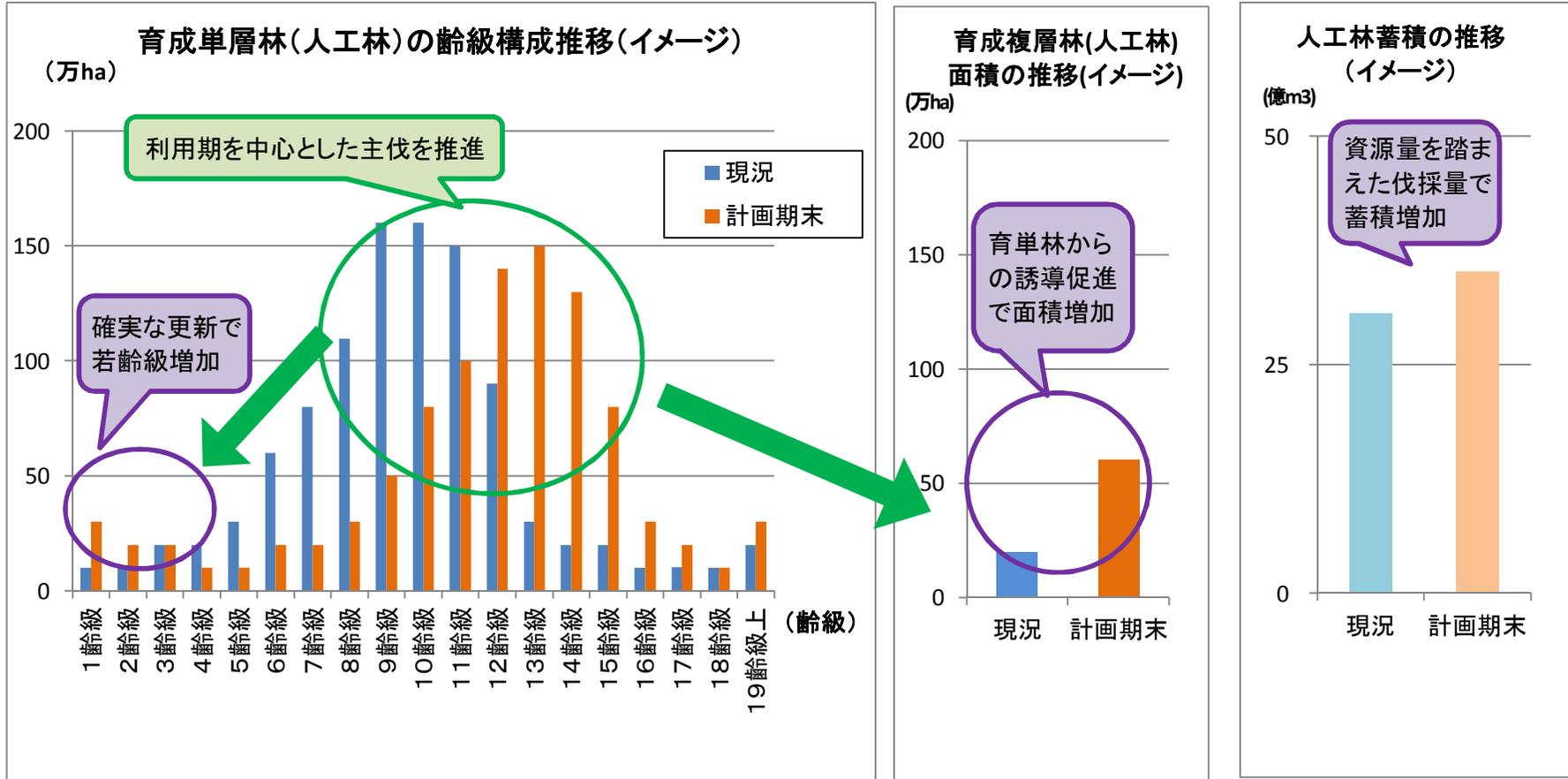
全国森林計画(素案)の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
第2表 森林の整備及び保全の目標	<p><b>(育成複層林の目標について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成複層林のこれまでの実績はどうか。また目標面積を達成できるのか。</li> </ul>	<p>育成複層林への誘導実績については、H19の96万haからH24(速報値)では101万haに増加。(4月26日林政審資料で説明済)</p> <p>育成単層林のうち急傾斜又は成長量の低い森林については間伐や択伐を実施するとともに立地条件によっては広葉樹を導入して育成複層林へ誘導を進めることにより目標の達成を図っていく考え。</p>
第3表 計画量	<p><b>(伐採立木材積等の計画量の算定について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採立木材積の算定の考え方について、齢級配置の平準化や成長量の観点から示して欲しい。</li> <li>・計画期間終了時点で計画量を達成した場合の資源構成を示して欲しい。</li> </ul> <p><b>(森林吸収源対策との整合性について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐が増加しているが、森林吸収量の目標3.5%は達成可能なのか。</li> <li>・将来の森林吸収量確保の観点から、人工林の若返りを積極的に推進するべき。</li> <li>・森林吸収源対策を確実に推進していくための財源は確保できているのか。安定的な財源の確保のため、少なくとも地球温暖化対策税の用途に森林整備・保全を加えるべきではないか。</li> </ul>	<p><b>(別添1「全国森林計画における計画量算出の考え方」を参照)</b></p> <p>現況と計画期末(15年後)の育成単層林(人工林)の齢級構成、育成複層林(人工林)の面積、人工林蓄積について、イメージを示す。</p> <p>利用期に達している齢級を中心に主伐(皆伐、択伐)を積極的に計上。皆伐後は、確実に更新を図ることにより若齢級の面積が増加する。また、択伐後は育成複層林へ移行することになり、育成複層林(人工林)の面積が増加する。</p> <p>なお、計上した伐採立木材積を全て実行しても、15年後の人工林蓄積は増加する。</p> <p>主伐を積極的に計上し若返りを進めていくこととしているが、2013年～2020年までの主伐量、間伐量を試算すると、HWPも含めて、森林吸収目標の3.5%の達成は十分可能と見込んでいる。</p> <p>なお、間伐面積は年平均52万haを見込んでいる。</p> <p><b>(別添2「森林整備予算について」を参照)</b></p> <p>これまで当初予算では十分確保できていないが、補正予算を含めて対応してきたところである。</p>

### 3. 森林・林業施策全般に関する意見等

区分	委員からの意見等	対応(案)
森林所有者の把握、境界の明確化	<p>・森林所有者の把握、境界の明確化を簡易な方法で推進していくべき。</p> <p>・森林所有者の把握は非常に重要な課題。また、小規模所有者で経営意欲のない者については、市町村や国等へ寄付をさせて一体的に整備できるようにすべきではないか。</p>	<p>森林所有者の把握、境界の明確化については、最重要の課題として認識しており、様々な対策を講じてきているところである。</p> <p>引き続き、国土交通省の地籍調査とも連携をしながら、取組を進めていく考え。</p> <p>なお、寄付については、研究をして参りたい。</p>
竹林対策	<p>・竹林面積は、全国的にみれば微増傾向に止まっているのかもしれないが、地域的には拡大しているというのが実感である。竹林対策を積極的に進めて欲しい。</p>	<p><b>(別添3「竹林面積の推移」を参照)</b></p> <p>竹林面積は、H24年3月末時点では16万haとなっており、微増傾向が続いている。一方、竹の著しい侵入が見られる森林(竹の占有率25～75%の森林と想定)は約27万ha程度と推定。</p> <p>全国的には微増傾向に止まっているが、地域によっては手入れの行き届かない竹林や、竹の侵入の程度が悪化している実態があるものと認識。</p> <p>引き続き、竹材の利用拡大対策や多様な主体による里山林整備の支援等により、侵入した竹の除伐等、健全な森林の整備・保全を推進していく考え。</p>

※ その他、法令上の文言整理による修正がある。

# 全国森林計画での計画量算出の考え方





# 森林整備予算について

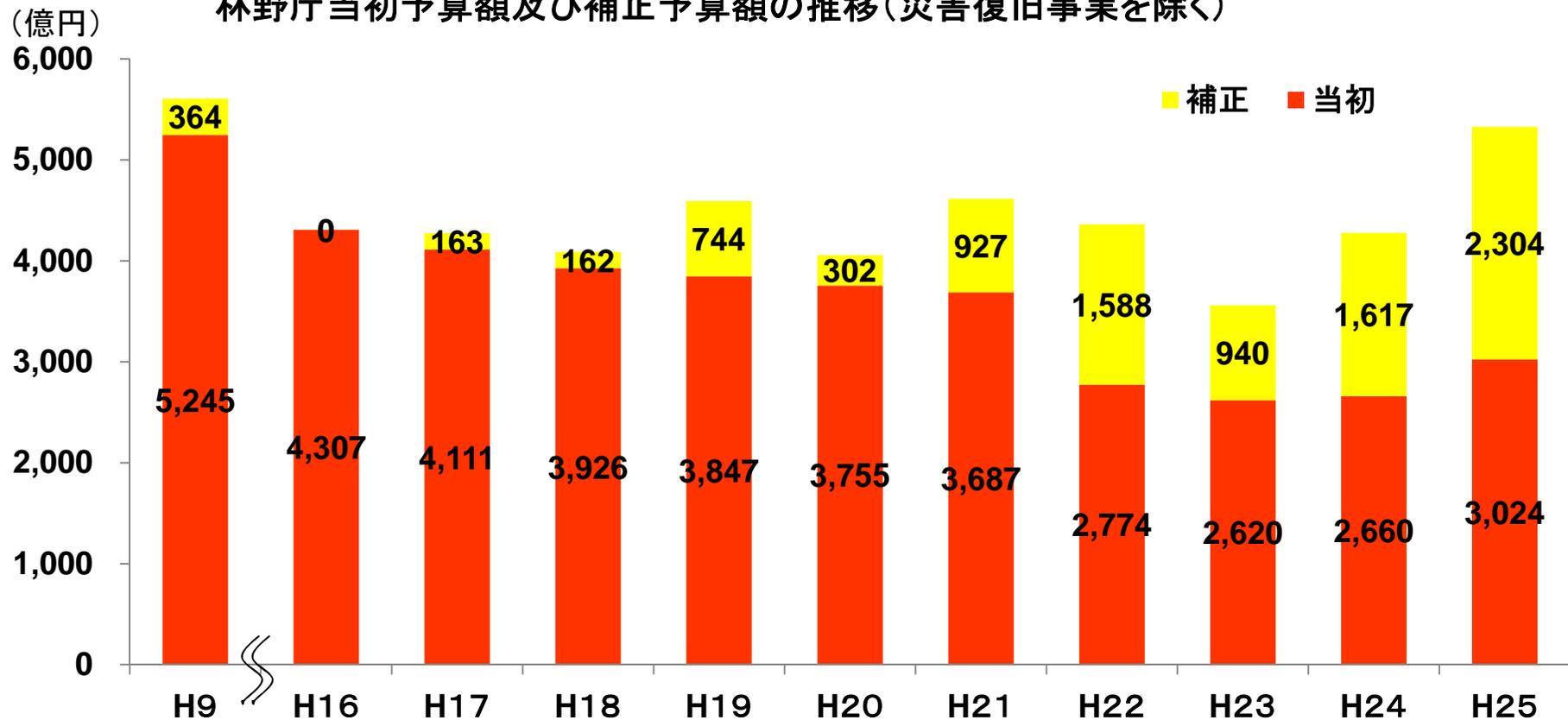
平成25年7月

林野庁

## 林野庁予算の推移

- 森林整備に必要な予算は、近年は当初予算だけでは措置できず、毎年1,000億円程度(H19年度以降の平均)の補正予算を活用して確保。
- 今後、森林整備の着実かつ効率的な推進に向け、各般の施策の加速化が必要な中、安定的な財源確保が不可欠。

林野庁当初予算額及び補正予算額の推移(災害復旧事業を除く)



(注) 1 補正の額については前年度の補正予算を計上

2 平成24年度、平成25年度の当初及び補正には、それぞれ東日本大震災に係る復旧・復興対策分を含む

3 平成25年度当初は概算決定額を計上

# 森林・林業施策や森林整備の財源に関する国民・関係者の理解

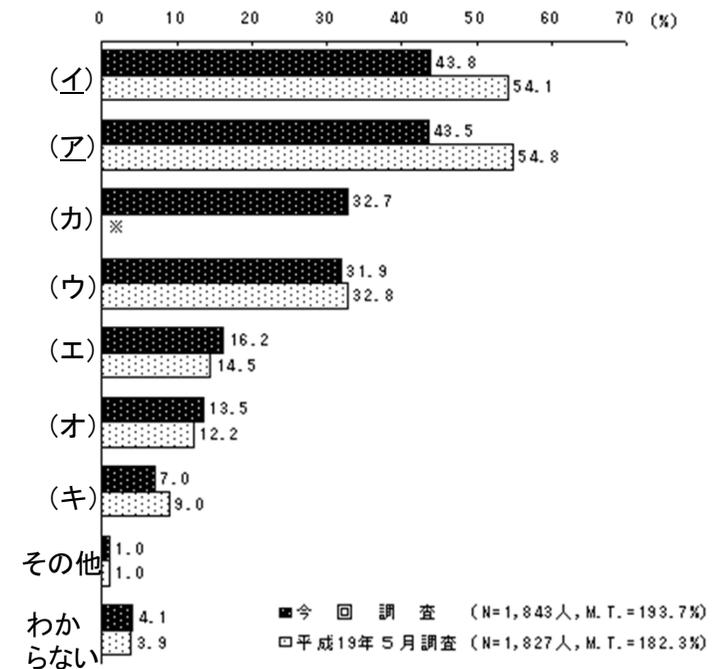
- 「森林と生活に関する世論調査」(内閣府・平成23年12月)では、地球温暖化防止対策としての森林整備を推進していくために必要な費用に対する負担について、「国民全体で負担する」、「温室効果ガスを排出する割合に応じて企業や国民が負担する」という意見が多数。

## 森林と生活に関する世論調査(内閣府・平成23年12月)「地球環境問題と森林について政府が取り組むべき方策」抜粋

**Q14** 今後、地球温暖化防止対策としての森林整備を推進していくために必要となる費用に対する負担はどうあるべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- (43.5) (ア) 温室効果ガスを排出する割合に応じて企業や国民が負担する
- (43.8) (イ) 森林の恩恵は広く国民全体に及ぶことから、国民全体で負担する
- (31.9) (ウ) 緑の募金などの自発的な拠出により負担する
- (16.2) (エ) ボランティアなどの自発的な森林整備活動により負担する
- (13.5) (オ) 森林の所有者が自ら負担する
- (32.7) (カ) 国産材製品の購入を増やすことにより、国民全体で間接的に負担する
- (7.0) (キ) 新たな負担を求めずに、できる範囲のことをすればよい
- (1.0) その他
- (4.1) わからない

(M.T=193.7)



※Q14について、前回平成19年調査では、「今後、地球温暖化対策として、これまで以上に森林整備を推進していくために必要となる費用に対する負担はどうあるべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。また、その際、選択肢(カ)はなかった。

➤ 昨年開催された有識者会議(「森林関係の地球温暖化対策を考える会」)は、森林吸収源対策等の重要性や、財源確保の必要性、特に「地球温暖化対策のための税」の活用を実現すること等について決議。

## 「日本の森林非常事態宣言」(要約) (平成24年7月20日「森林関係の地球温暖化対策を考える会」決議)

- 2013年以降も、地球温暖化問題に最大限の取組を行う。
  - ① **必要な森林整備・保全を行いCO2の吸収量3.5%を確保**
  - ② 国産材を最大限に活用し、CO2排出抑制の役割を果たす
  - ③ 違法伐採問題に対処するため輸入材の合法性証明を一層厳格に行う
- 以下の施策を実行すること。
  - ① 林業再生による森林整備の継続のための施策
  - ② 国産材利用のエコポイントの創設等、消費者サイドの視点を踏まえた木材の利用拡大を実現する施策
  - ③ 山村(中山間地域)の維持・活性化を図るための施策
- 以上の施策実行に必要な財源を確保に向けて、**税制のグリーン化を行うこと、「地球温暖化対策のための税」については、森林吸収源対策や木材利用対策への活用等を実現すること。地方財源を確保・充実する仕組みを構築すること。**
- 国民、とりわけ次世代を担う子ども達の理解を得ることが重要。そのための情報発信や植林体験・森林環境学習等の取組を実行すること。

「森林関係の地球温暖化対策を考える会」について

森林吸収源対策等の森林関係の取組の重要性、財源確保の必要性について、幅広い視点で考えアピールするとの観点から、岡田秀二座長(岩手大学教授)の下、平成24年4月から6月まで議論を行い、同会としての考え方を7月20日に決議文として公表。

<委員>

赤池 学 (ユニバーサルデザイン総合研究所所長)  
榎本 長治 (山長商店代表取締役)  
(座長) 岡田 秀二 (岩手大学教授)  
草野 満代 (フリーアナウンサー)  
佐竹 敬久 (秋田県知事、全国知事会)  
杉本 博文 (福井県池田町長、全国町村会副会長)  
須田 健治 (埼玉県新座市長、全国市長会副会長)  
高成田 享 (仙台大学教授)

沼田 早苗 (写真家)  
能勢 秀樹 (住友林業株式会社顧問)  
林 正博 (前全国森林組合連合会代表理事会長)  
速水 亨 (速水林業代表)  
宝月 岱造 (東京大学名誉教授)  
宮林 茂幸 (東京農業大学教授)  
米倉 久邦 (ジャーナリスト)  
涌井 史郎 (東京都市大学教授)

# 森林整備のための財源確保の検討

- 森林整備のための財源確保には、様々な手法が存在するが、それぞれに課題。
  - ・一般財源による対応⇒当初予算はシーリングによる制約、補正予算は安定性
  - ・環境問題に対する税等の活用⇒税負担者との関係等
  - ・上下流の関係者の連携、緑の募金、森林吸収量のクレジット化等⇒財源としての規模
- 税の活用は、かつて水道用水等への課税(水源税)を要望したが実現せず。平成17年度以降、CO2排出源への課税(環境税・地球温暖化対策税)を要望。
  - 一方、現在33の都道府県が、都道府県民税(住民税・法人税)への上乗せにより独自に財源確保。

## 森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)(抜粋)

### 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

##### (7) 社会的コスト負担の理解の促進

(前略)森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在する。(後略)

## 森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コスト負担の手法(一般財源以外)

### ① 国及び地方における環境問題に対する税等の活用

➢ 都道府県の独自課税(森林環境税等) 263億円(H24見込み、33県合計) ※H26年度より新たに2県が導入予定。

### ② 上下流の関係者による連携

➢ 上下流の地方公共団体による森林整備協定 1都5県の8協定(H24)  
➢ 水源林の整備のための都道府県等の基金 9県7基金(H24)

### ③ 森林整備等のための国民一般からの募金

(注: 法人や個人による寄附には税制上の優遇措置あり。(例えば国や地方公共団体等への寄附(募金を含む)は損金算入が可能。))

➢ 緑の募金 25億円(H24)  
(参考)H24年度林野庁当初予算2,660億円

### ④ 森林吸収量等のクレジット化

➢ J-VERプロジェクト(森林吸収系) 130件(認証クレジット量 30.1万t-CO2(~H24.12))

(参考)第1約束期間(2008~2012年)における我が国の排出削減目標のうち森林吸収によるCO2削減量(△3.8%)4,767万t-CO2

## (参考1)

# 水源税構想の概要

○ 昭和60年度及び昭和61年度において展開された水源税、森林・河川緊急整備税構想等の経緯、概要は次のとおり。

[林野庁]

○水源税(昭和61年度税制改正要望)

昭和  
60  
年度

- (税率)
- ・ 水道用水、工業用水使用量1m<sup>3</sup>当たり1円
  - ・ 発電用水使用量1m<sup>3</sup>当たり0.1円
- (事業費)
- ・ 550億円/年間
- (事業内容)
- ・ 荒廃林地等の整備、複層林の造成等

[建設省]

○流水占用料の改正(河川法改正)

- (改正内容)
- ・ 農業用水、地方公共団体等の水道用水、発電用水等に係る流水占用料の徴収に関する免除措置を廃止し、特定財源化(改正にともなう収入見込額)
  - ・ 700億円/年間
  - ・ 河川の水量確保、水質保全、河川空間の環境整備

○森林・河川緊急整備税(昭和62年度税制改正要望)

昭和  
61  
年度

- (税率)
- ・ 水道用水、工業用水使用量1m<sup>3</sup>当たり2.5円
  - ・ 水力発電1kw時当たり0.9円
- (事業費)
- ・ 1,170億円/年間(森林整備:500億円、河川整備:670億円)
- (事業内容)
- ・ 森林整備:水源税と同様
  - ・ 河川整備:1、2級河川及び準用河川の改修・浄化等

○昭和62年度税制改正大綱(昭和61年12月23日)

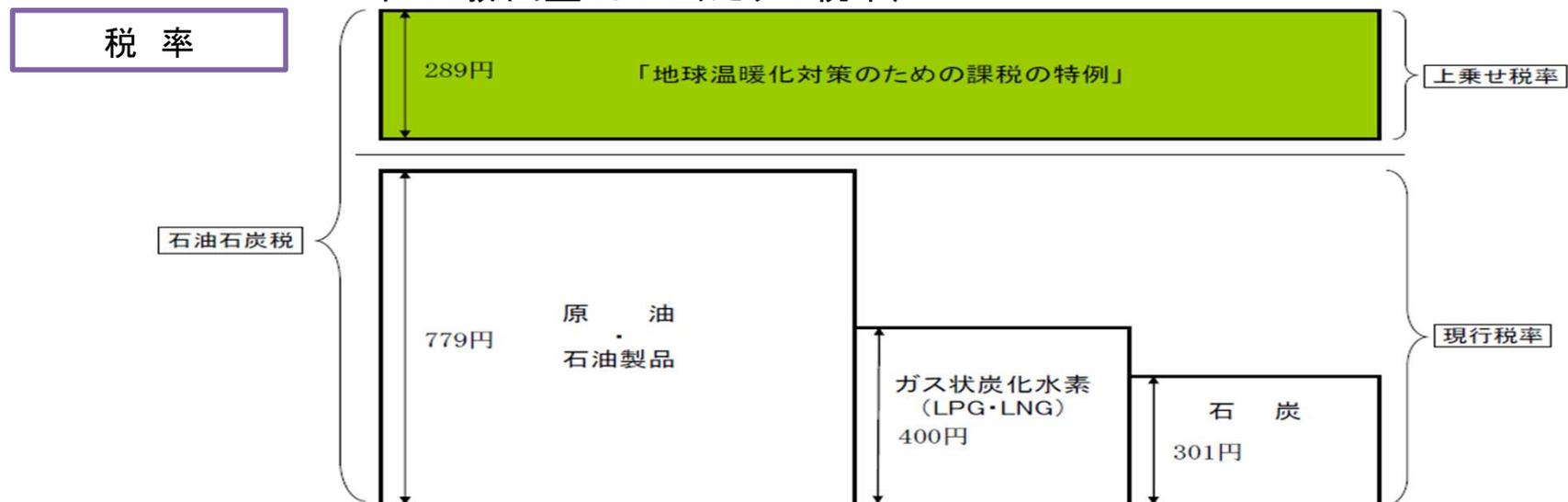
(処理4項目)

森林・河川緊急整備税は創設しないが、次の措置を講ずる。

- ① 62年度の治山、治水公共事業への重点的配慮
- ② 災害関連予算の中に「治山治水緊急事業」の枠を新たに設置
- ③ 機動的、弾力的な財政運営等が行われる場合に、これら事業の一層の推進
- ④ 森林・河川基金の創設と税制上の損金算入措置

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

〈CO2排出量1トン当たりの税率〉



課税物件	現行税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※( )は石油石炭税の税率。

税 収 初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

(参考3)

都道府県の独自課税(森林環境税等)

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
高知県	森林環境税	H15(2003)	500円	間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、環境教育など次代を担う人材の育成、森林保全ボランティア団体の設立や活動支援など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16(2004)	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
鳥取県	森林環境保全税	H17(2005)	500円	強度間伐の実施による針広混交林化への誘導、保安林の間伐実施のための作業道の整備、景観向上のための枯渇木の伐採等の支援、間伐等の作業体験等への支援など
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17(2005)	500円	長期間間伐などの保育作業が行われていない人工林に対して不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民自らが企画・立案した森づくり活動や県産木材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
山口県	やまぐち森づくり県民税	H17(2005)	500円	森林のもつ多面的な機能の回復に必要な荒廃した人工林を対象に強度間伐の実施による針広混交林へ誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
愛媛県	森林環境税	H17(2005)	700円	施業地の団地化支援、林内に放置されたままになっている低質間伐材の搬出促進、地域で流通する木材を利用した公共施設の木造化や内装の木質化の支援、県民が自発的に取組む森林の利活用等への支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17(2005)	500円	間伐未実施で放置された人工林での針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林環境教育などを行う団体等への支援、有言鳥獣捕獲等を行う市町村に対する補助など
鹿児島県	森林環境税	H17(2005)	500円	公益上重要な森林における間伐の実施や路網の整備、県産材を用いた木造施設整備への支援、森林ボランティア団体等への活動の支援、森林・林業に関する学習・体験活動の支援など
岩手県	いわての森づくり県民税	H18(2006)	1,000円	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林において強度間伐による針広混交林への誘導、地域住民等が取組む森林を守り育てる活動への支援、被災地住民と被害木等を活用する取組みなど
福島県	森林環境税	H18(2006)	1,000円	公益的機能の低下が懸念される森林について間伐の実施や搬出・路網整備への支援、市町村が行う森づくり施策への支援、森林ボランティアの活動支援やボランティアリーダーの育成など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18(2006)	400円	公益性が高いが森林所有者による整備が困難なため荒廃している森林の整備(人工林の強度間伐、倒木の処理、竹林の広葉樹林化等)、税と事業の理解促進のための普及啓発など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18(2006)	800円	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林管理を進めるための境界明確化、県産材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
兵庫県	県民緑税	H18(2006)	800円	流木災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
奈良県	森林環境税	H18(2006)	500円	施業放置林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、NPO等の参加による荒廃した里山の整備、森林環境教育の指導者育成や体験学習の実施など
大分県	森林環境税	H18(2006)	500円	緊急に整備する必要がある公益上重要な森林を対象に強度間伐や広葉樹の植栽の実施、侵入防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、NPO等が行う県民提案事業に対する支援など
宮崎県	森林環境税	H18(2006)	500円	公益上重要な森林を対象とした強度間伐による針広混交林化への誘導、渓流周辺にある堆積した流木等の除去、ボランティア団体・企業等の森づくり活動、市町村による公有林化への支援など

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
山形県	やまがた緑環境税	H19(2007)	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施や針広混交林への誘導、荒廃した里山林を再生するための被害木の伐採、地域ボランティア等が実施する森づくり活動への支援など
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税	H19(2007)	均等割300円所得割	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の集材、搬出、運搬に対する助成、水源保全上重要な丹沢大山における植生の衰退防止対策など
富山県	水と緑の森づくり税	H19(2007)	500円	風雪被害林や過密人工林での整理伐の実施による針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、県産材を活用した木材公共施設等への支援など
石川県	いしかわ森林環境税	H19(2007)	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、NPO等が実施する小中学生を対象とした森林環境教育や森林体験活動への支援など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19(2007)	500円	水源林等奥地などにおいて広葉樹等の侵入の促進、NPOや市町村等地域からの自発的な取組への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化、放置竹林の整備など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19(2007)	500円	手入れ不足の人工林や放置された里山林の再生、地域住民等多様な主体による保全活動への支援、森林整備と資源活用のサイクル形成による森林の適正管理・整備拡大の促進など
長崎県	ながさき森林環境税	H19(2007)	500円	荒廃した人工林の切捨間伐や作業道の開設に係る経費を支援、地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援、地域の森づくりや県産材の利用等の促進など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20(2008)	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育等の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動の支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20(2008)	1,000円	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、公共施設等の木造化・木質化など地域で流通する木材の利活用の推進、森づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する支援など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20(2008)	700円	公益的機能の発揮する上で特に重要な保安林等内の人工林の強度間伐の実施、間伐材を利用した学習机やいすの小中学校への配布、身近な森林整備や森を育むづくりの取組の支援など
長野県	長野県森林づくり県民税	H20(2008)	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が展開する森づくり施策への支援、地域で流通する木材の利活用を通じた森づくり等への取組の推進、施業プランナー等の人材育成に対する支援など
福岡県	森林環境税	H20(2008)	500円	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森づくり活動への支援など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20(2008)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、県民等による荒廃した森林を再生する取組の支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21(2009)	500円	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
宮城県	みやぎ環境税	H23(2011)	1,200円	一定以上の県産材を利用した戸建て新築住宅に対する支援、若齢林の間伐の促進及び一体的に実施する作業道整備に対する補助、林地残材等の木質バイオマス資源の搬入や加工に係る支援など
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24(2012)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導や里山林の整備、学校施設等への県産材使用、県民参加の森づくり活動への支援など
岐阜県	清流の国ぎる森林・環境税	H24(2012)	1,000円	環境保全を目的とした人工林の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動への支援など

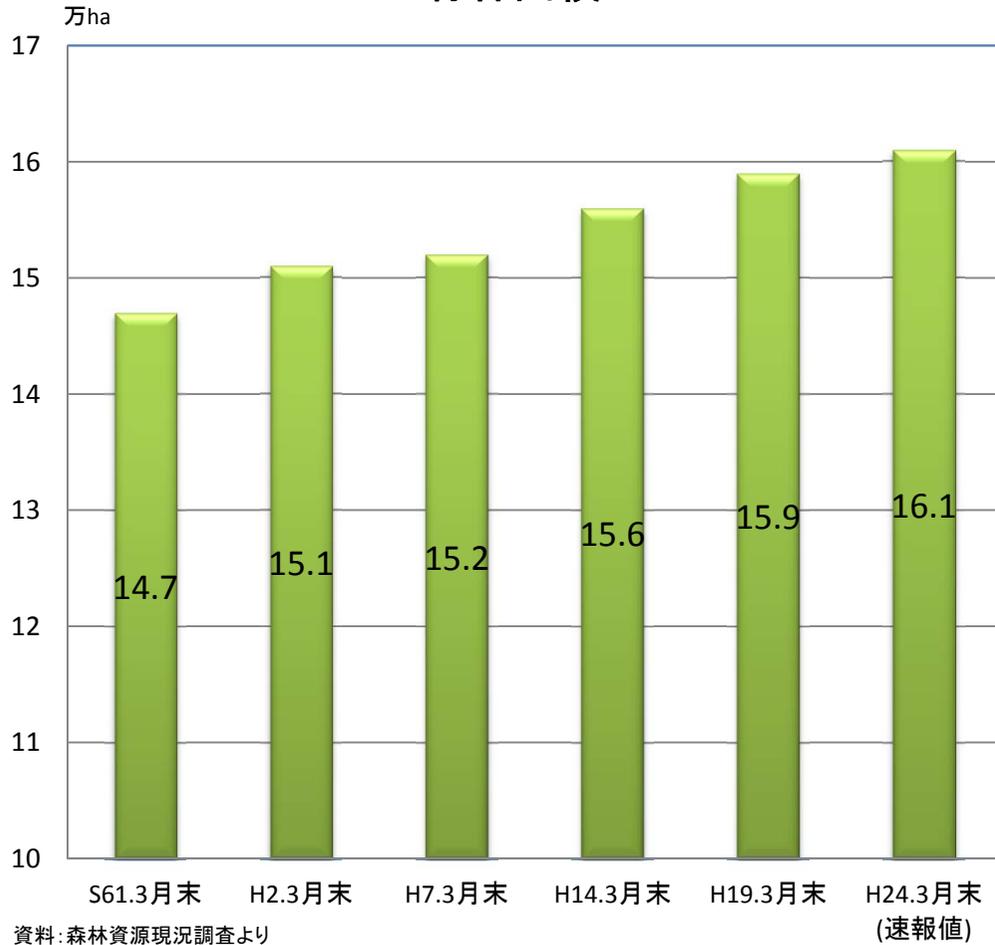
出典：平成24年度森林・林業白書資料Ⅳ-20

注1：個人のほか、法人に対して均等割額5～11%相当額の範囲内で課税されている(神奈川県はなし。高知県は個人と同額の500円/年)。

注2：色つきの県は課税期間を継続して、2期目となった県。

## 竹林面積の推移

### 竹林面積



### 竹の占有区分別の面積(推計値)

